

## 第4章 サービス量の見込みと確保の方策

### 1 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、少子高齢化や社会環境の変化により人口が減少すると予測されていることと、平成 24 年度～平成 28 年度の実績が増減していることを鑑みて、平成 29 年度と同程度の見込みを基本に考えていますが、現状、不足している意見が多いサービスにおいては、微増傾向で見込んでいます。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

##### サービス内容

##### ◆ 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

##### ◆ 重度訪問介護

重度の肢体不自由 又は 重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ 及び 食事等の介護や調理、洗濯 及び 掃除等の家事 並びに 生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

##### ◆ 同行援護

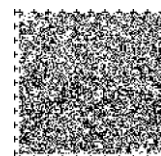
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行 及び 時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

##### ◆ 行動援護

知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

##### ◆ 重度障害者等包括支援

障がいの程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人 並びに 知的障がい 又は 精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。



### 第4期の実績と実施率

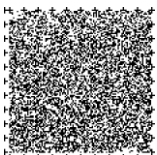
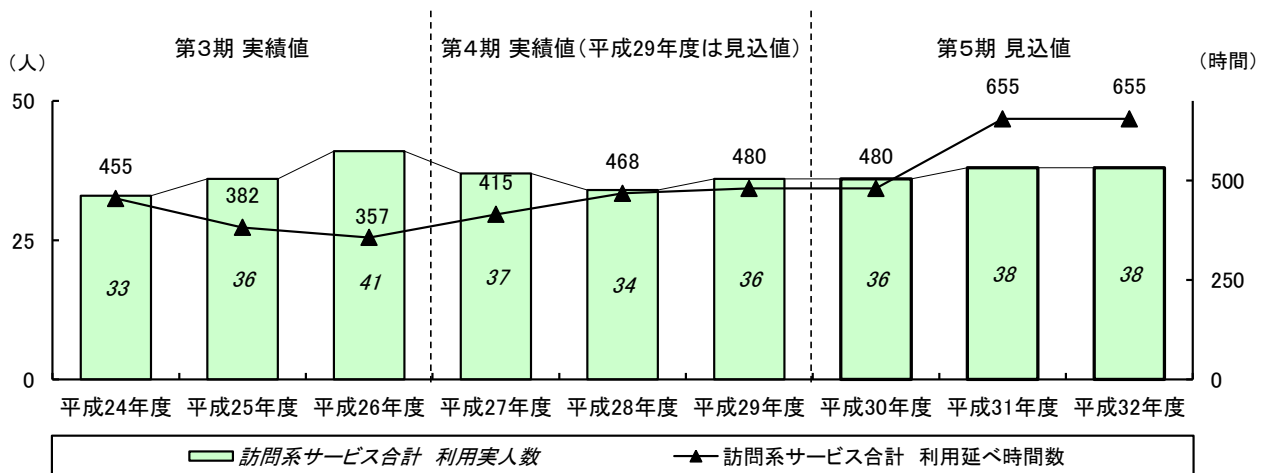
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間 (時間)	見込値	528	598	668
		実績値	415	468	480
		実施率	78.6%	78.3%	71.9%
	利用実人数 (人)	見込値	38	42	46
		実績値	37	34	36
		実施率	97.4%	81.0%	78.3%

### 第5期の見込値

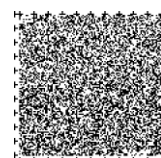
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間(時間)	480	655	655
	利用実人数(人)	36	38	38

### 第3期から第5期までの推移



## 訪問系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障がい福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (2) 基幹相談支援センターを軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者へ障がいの程度に応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- (3) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- (4) 今回の制度改正で、最重度の障がいのある人が入院した場合、利用者の状態などを熟知している重度訪問介護事業者のヘルパーを、入院先の医療機関で引き続き利用できることの周知を、利用者はもちろんのこと、医師会等を通じて、医療機関にも周知していきます。
- (5) 就業していないホームヘルパー資格等を持つ人や、地域の潜在的な人材を発掘し、サービス提供のための人材確保の支援に努めます。
- (6) 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。また、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
- (7) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。



## (2) 日中活動系サービス

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、少子高齢化や社会環境の変化により人口が減少すると予測されていることと、平成 24 年度～平成 28 年度の実績が増減していることを鑑みて、平成 29 年度と同程度の見込みを基本に考えていますが、現状、不足している意見が多いサービスにおいては、微増傾向で見込んでいます。

### ①生活介護

#### サービス内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

#### 第 4 期の実績と実施率

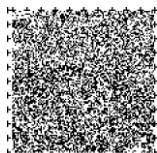
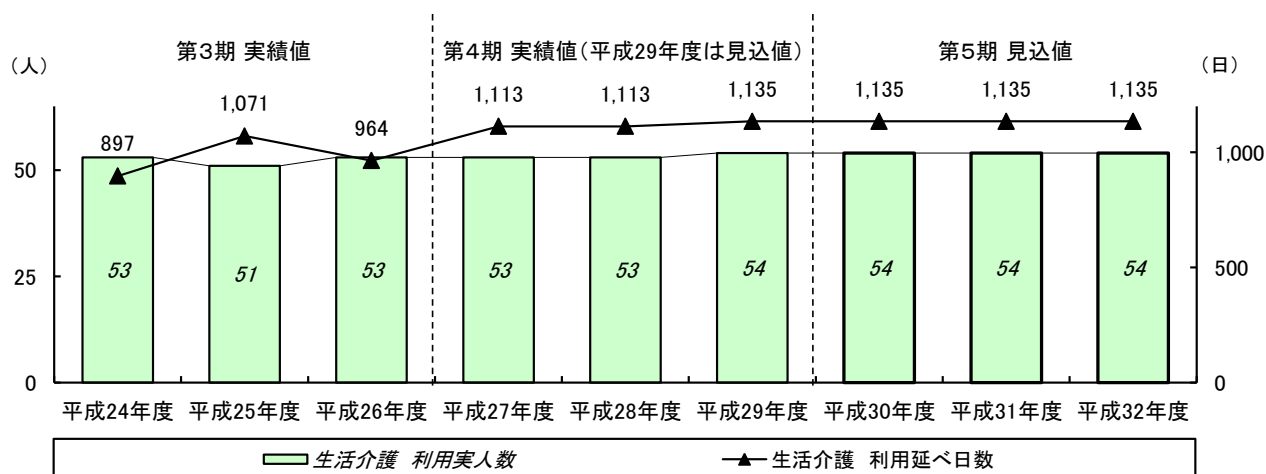
(月当たり)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
生活介護	利用延べ日数 (日)	見込値	1,155	1,197	1,239
		実績値	1,113	1,113	1,135
		実施率	96.4%	93.0%	91.6%
	利用実人数 (人)	見込値	55	57	59
		実績値	53	53	54
		実施率	96.4%	93.0%	91.5%

#### 第 5 期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用延べ日数(日)	1,135	1,135	1,135
	利用実人数(人)	54	54	54

#### 第 3 期から第 5 期までの推移



## ②自立訓練（機能訓練）

### サービス内容

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

### 第4期の実績と実施率

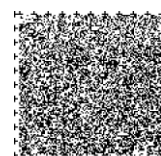
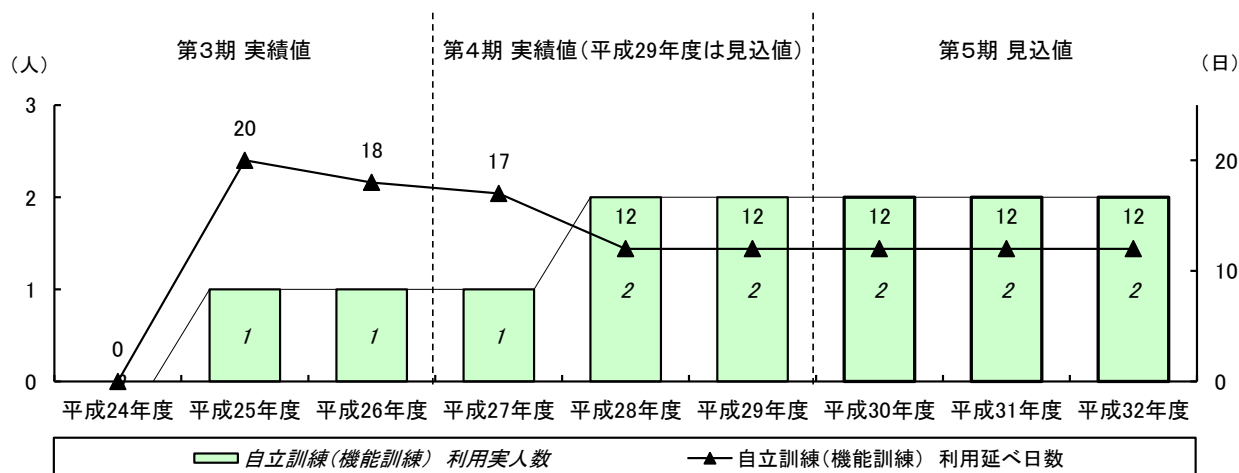
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数 (日)	見込値	21	21	21
		実績値	17	12	12
		実施率	81.0%	57.1%	57.1%
	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		実施率	100.0%	200.0%	200.0%

### 第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	利用延べ日数(日)	12	12	12
	利用実人数(人)	2	2	2

### 第3期から第5期までの推移



### ③自立訓練（生活訓練）

#### サービス内容

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

#### 第4期の実績と実施率

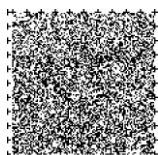
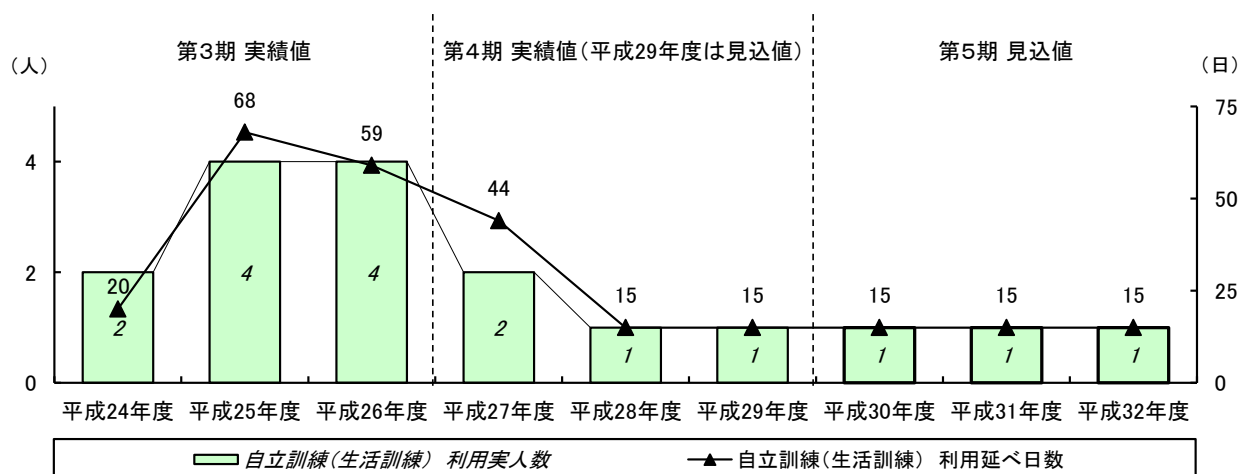
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数 (日)	見込値	84	84
		実績値	44	15
		実施率	52.4%	17.9%
	利用実人数 (人)	見込値	4	4
		実績値	2	1
		実施率	50.0%	25.0%

#### 第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（生活訓練）	利用延べ日数(日)	15	15	15
	利用実人数(人)	1	1	1

#### 第3期から第5期までの推移



#### ④就労移行支援

##### サービス内容

就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間 又は 5年間です。

##### 第4期の実績と実施率

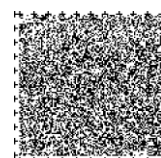
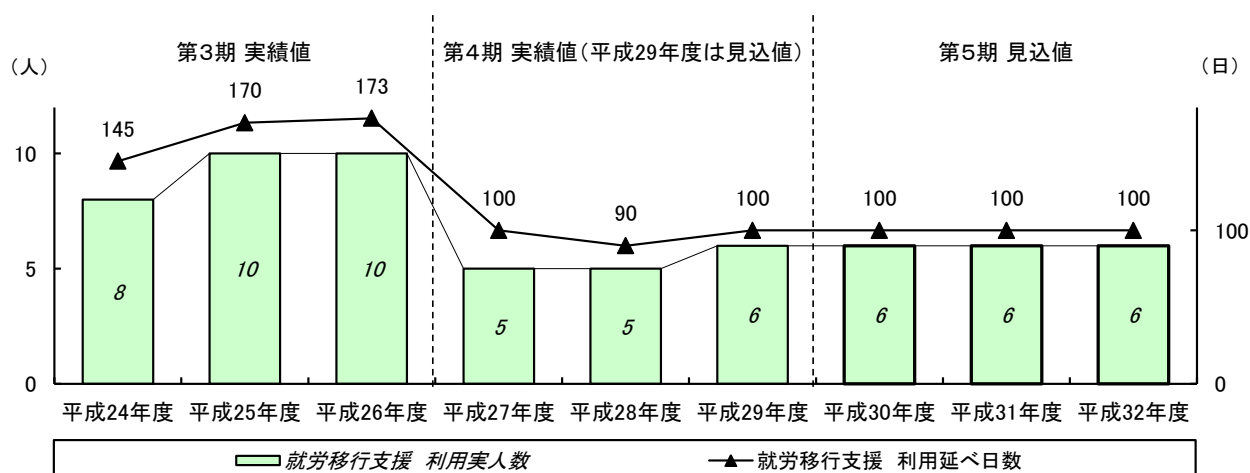
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
就労移行支援	利用延べ日数 (日)	見込値	150	195
		実績値	100	90
		実施率	66.7%	46.2%
	利用実人数 (人)	見込値	10	13
		実績値	5	5
		実施率	50.0%	38.5%

##### 第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用延べ日数(日)	100	100	100
	利用実人数(人)	6	6	6

##### 第3期から第5期までの推移



## ⑤就労継続支援（A型）

### サービス内容

通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識 及び 能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### 第4期の実績と実施率

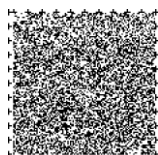
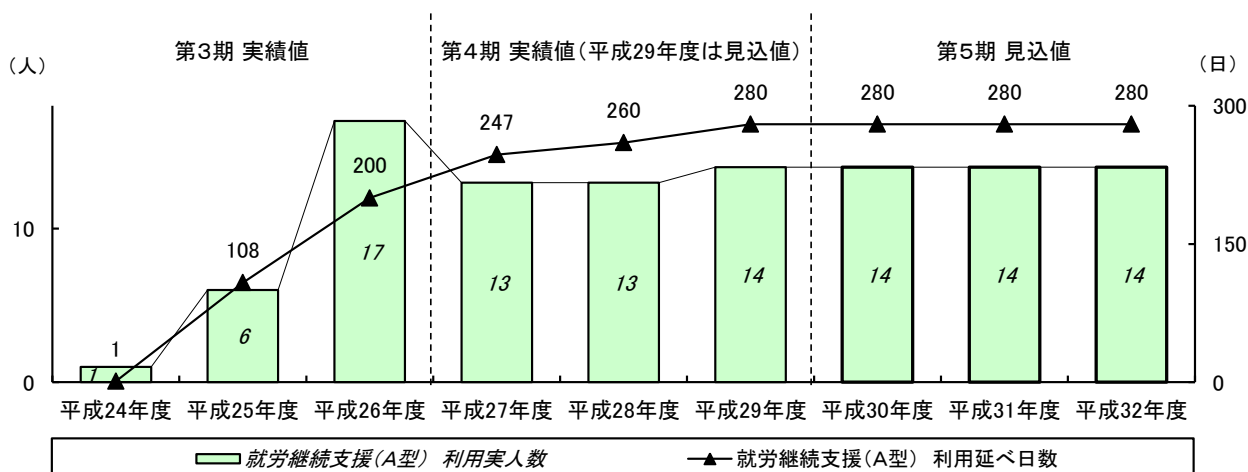
(月当たり)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
就労継続支援（A型）	利用延べ日数 (日)	見込値	228	247	266
		実績値	247	260	280
		実施率	108.3%	105.3%	105.3%
	利用実人数 (人)	見込値	12	13	14
		実績値	13	13	14
		実施率	108.3%	100.0%	100.0%

### 第5期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	利用延べ日数(日)	280	280	280
	利用実人数(人)	14	14	14

### 第3期から第5期までの推移





## ⑥就労継続支援（B型）

### サービス内容

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の民間企業・事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### 第4期の実績と実施率

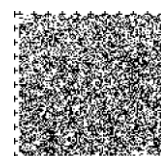
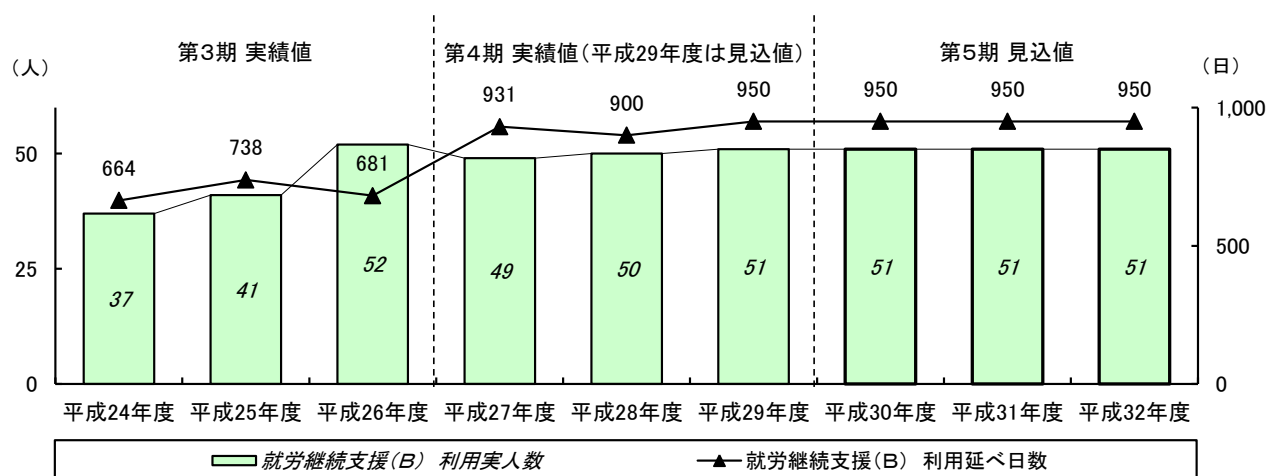
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
就労継続支援（B型）	利用延べ日数 (日)	見込値	798	836
		実績値	931	900
		実施率	116.7%	107.7%
	利用実人数 (人)	見込値	42	44
		実績値	49	50
		実施率	116.7%	113.6%

### 第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（B型）	利用延べ日数(日)	950	950	950
	利用実人数(人)	51	51	51

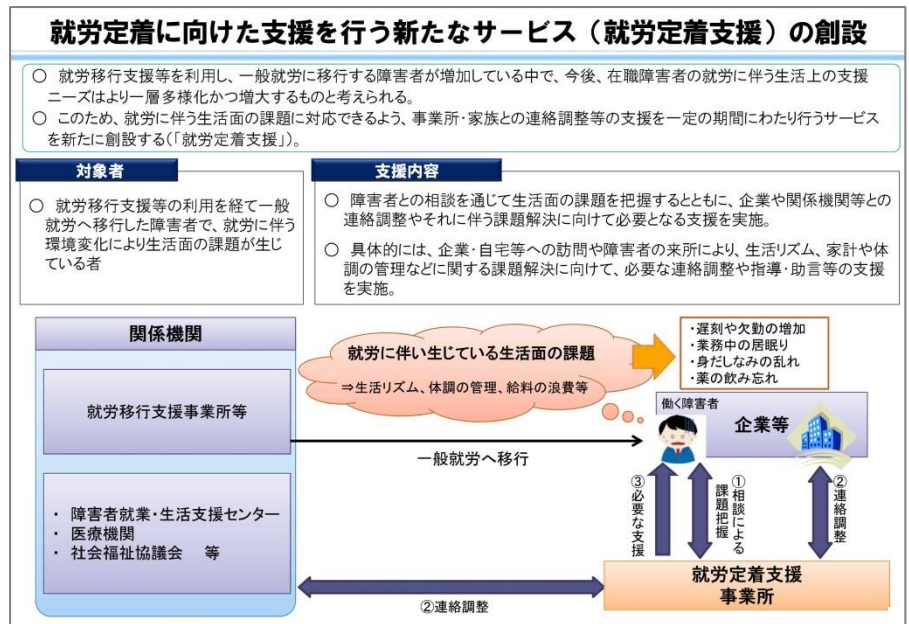
### 第3期から第5期までの推移



## ⑦就労定着支援【新規】

### サービス内容

第5期計画において、新たに創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。



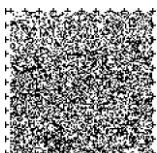
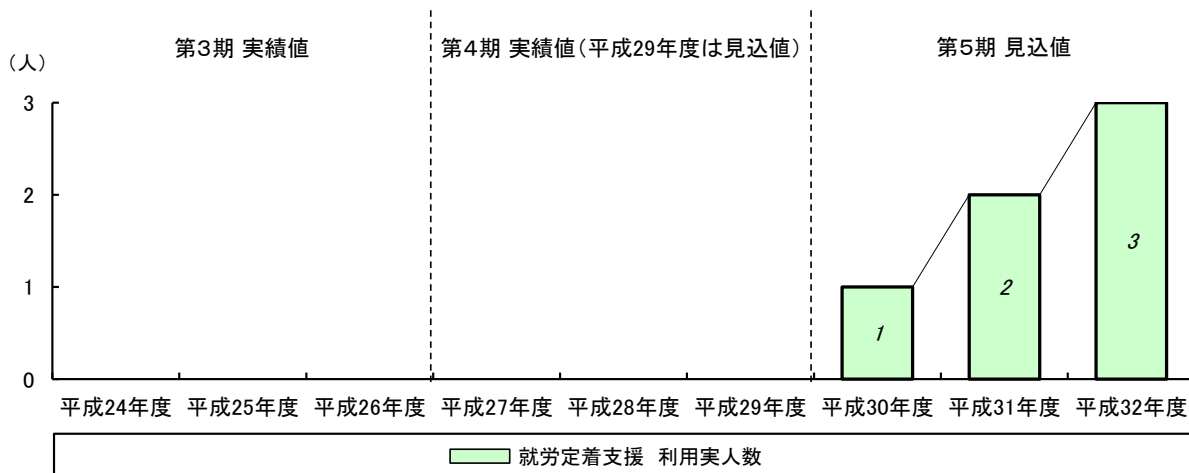
資料：厚生労働省

### 第5期の見込値

(月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	利用実人数(人)	1	2	3

### 第3期から第5期までの推移



## ⑧療養介護

### サービス内容

医療を要する障がいがあり常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

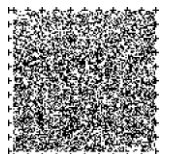
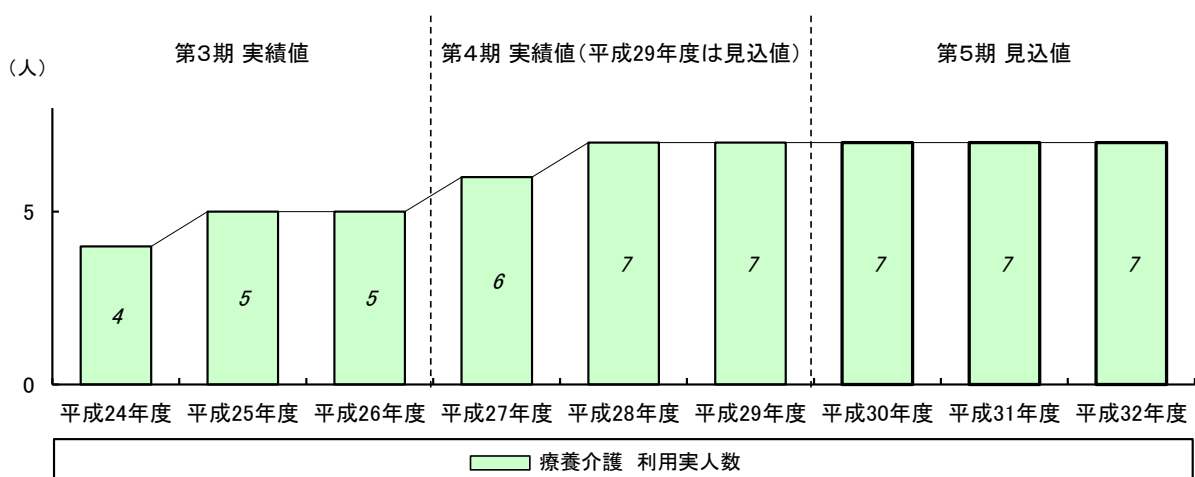
### 第4期の実績と実施率

			(月当たり)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
療養介護	利用実人数 (人)	見込値	5	5	5
		実績値	6	7	7
		実施率	120.0%	140.0%	140.0%

### 第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	利用実人数(人)	7	7	7

### 第3期から第5期までの推移



## ⑨短期入所（ショートステイ）

### サービス内容

障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病 及び その他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設において実施する福祉型と、医療機関・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

### 第4期の実績と実施率

(月当たり)

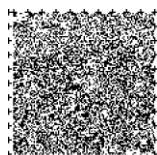
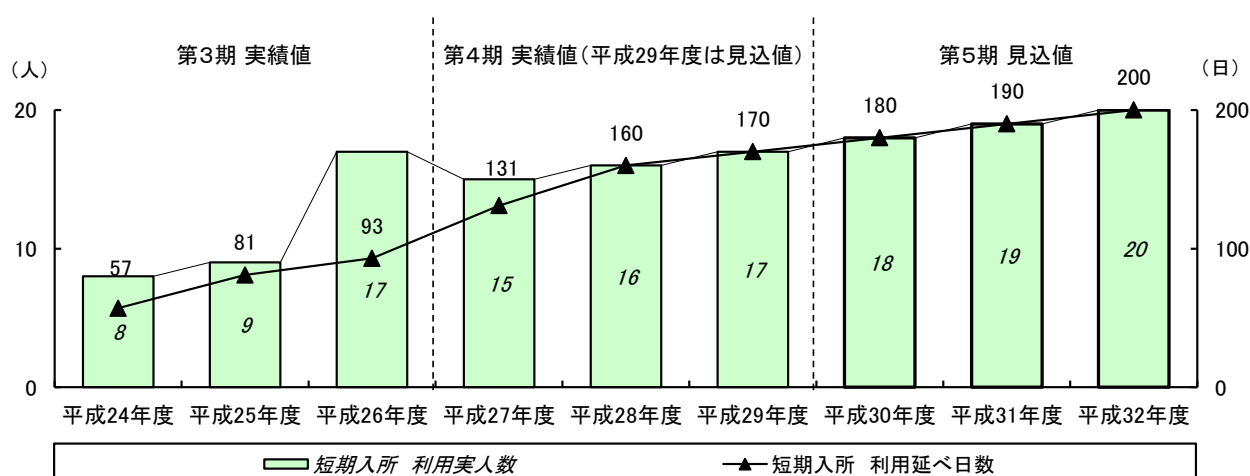
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数 (日)	見込値	117	135
		実績値	131	160(20)
		実施率	112.0%	118.5%
	利用実人数 (人)	見込値	13	15
		実績値	15	16(2)
		実施率	115.4%	106.7%

( ) は医療型で、内数

### 第5期の見込値

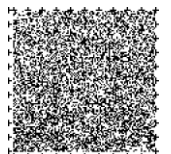
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所 (ショートステイ)	利用延べ日数(日)	180(20)	190(20)	200(20)
	利用実人数(人)	18(2)	19(2)	20(2)

### 第3期から第5期までの推移



## 日中活動系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めるとともに、計画相談担当者を中心とした情報のやりとりや支援方針の検討など、ネットワークを構築し、連携を図る中で、利用者本人に有効なアプローチ方法を検討して、通所率の安定や向上を図ります。
- (2) 利用者のニーズを適切に把握し、サービス需要と供給体制のミスマッチをできるだけ減らせるよう、サービス量の充実を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供に努めます。
- (3) 自立訓練や就業移行支援のように日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- (4) 障がいのある人 及び 当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
- (5) 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
- (6) 県で実施される研修等の情報提供を積極的に行うとともに、基幹相談支援センターと連携して障がい理解の研修会等を実施し、障がい種別ごとのニーズに対応したより質の高いサービスが提供できるように図ります。
- (7) 就労移行支援の利用者の働く場の創出のため、民間企業・事業所に対して、法定雇用率や障がいのある人の雇用に関する各種助成制度の活用、税制上の優遇措置等の情報提供を行います。
- (8) 短期入所については、利用が困難な場合もあるため、体験利用を含め、利用者や家族のニーズに対応できるよう、サービス提供の体制づくりを進めます。
- (9) 県、障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、民間企業・事業所など、就労関係団体・機関との連携をさらに強化し、自立支援協議会を中心としたネットワークの構築を進めます。



### (3) 居住系サービス

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、毎年の入所施設から地域移行する者及び退院可能障がい者のうち、共同生活援助（グループホーム）利用見込者数を見込んで、平成 32 年度まで算出しています。

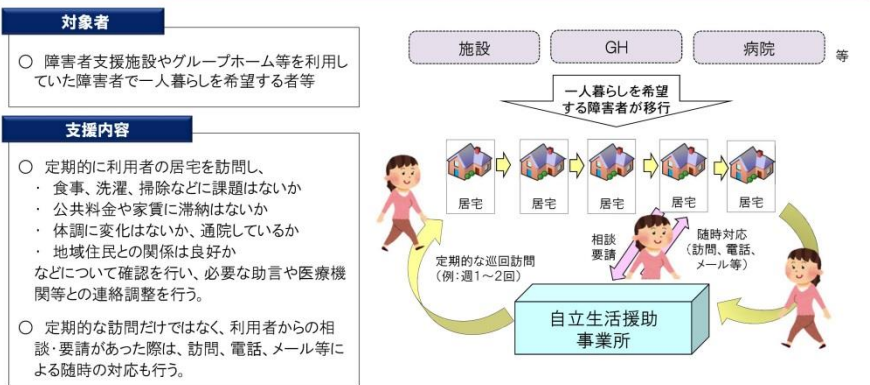
#### ① 自立生活援助 【新規】

##### サービス内容

第 5 期計画において、新たに創設された地域生活支援を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

##### 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。



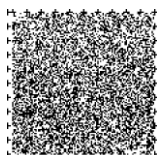
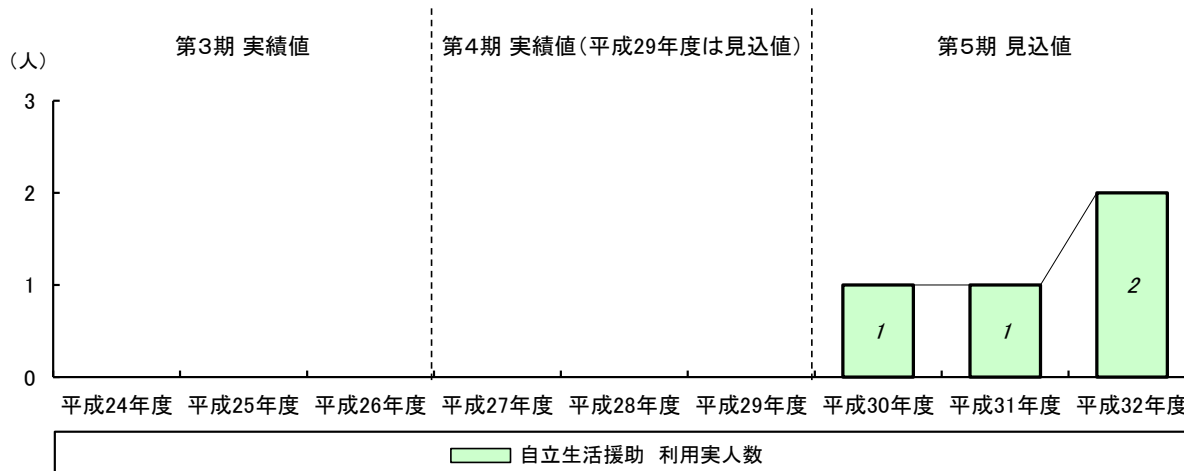
資料：厚生労働省

##### 第 5 期の見込値

(月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用実人数(人)	1	1	2

##### 第 3 期から第 5 期までの推移



## ②共同生活援助（グループホーム）

### サービス内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。なお、平成 26 年度より、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

### 第 4 期の実績と実施率

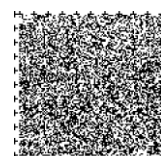
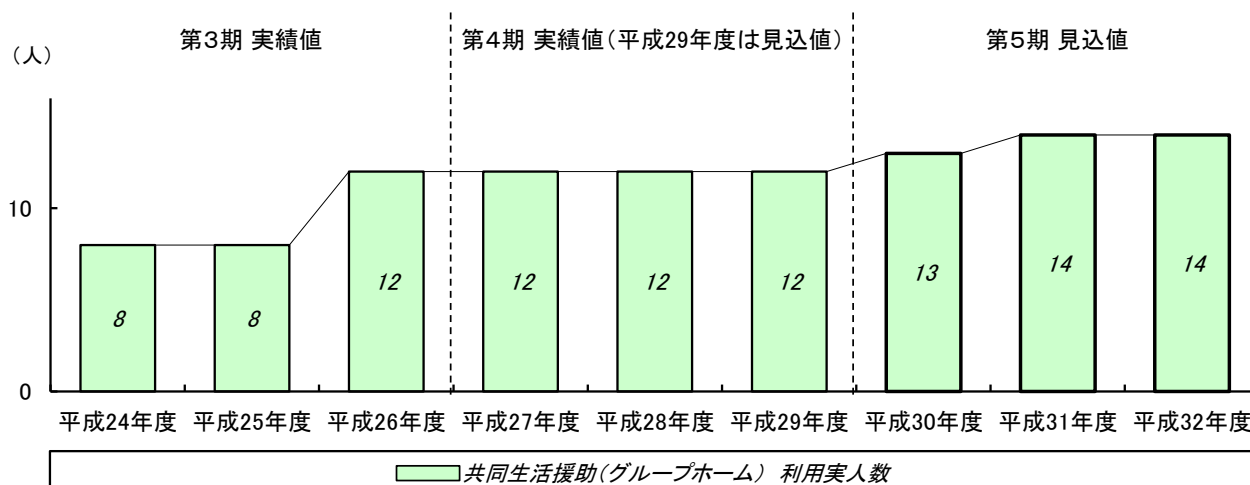
(月当たり)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	見込値	14	16	18
		実績値	12	12	12
		実施率	85.7%	75.0%	66.7%

### 第 5 期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数(人)	13	14	14

### 第 3 期から第 5 期までの推移



### ③施設入所支援

#### サービス内容

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ 及び 食事の介護等を受ける事業です。

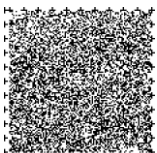
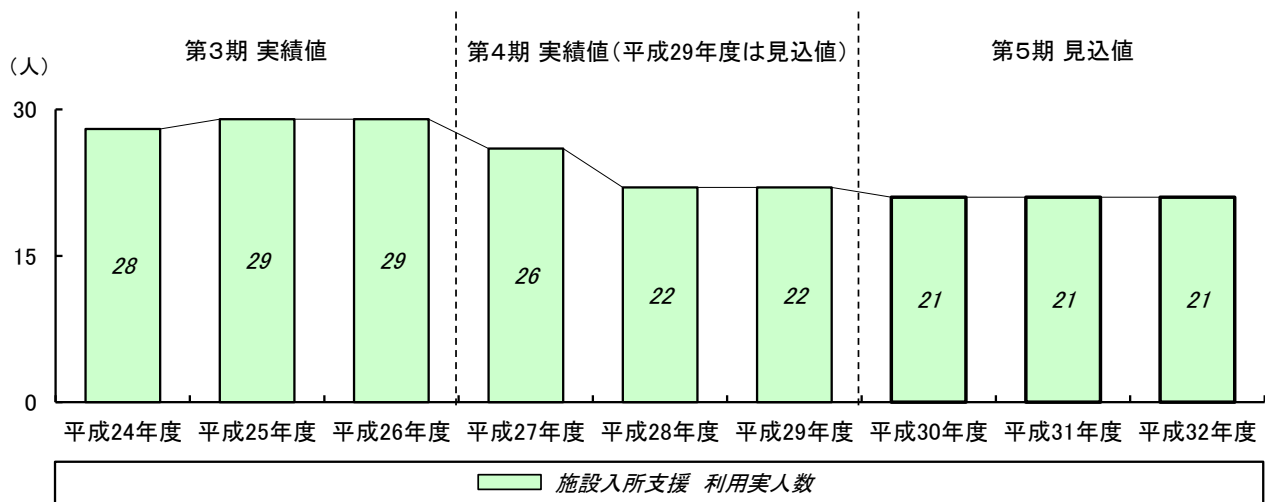
#### 第4期の実績と実施率

		(月当たり)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
施設入所支援	利用実人数 (人)	見込値	28	27
		実績値	26	22
		実施率	92.9%	81.5%

#### 第5期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用実人数(人)	21	21	21

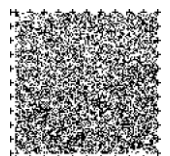
#### 第3期から第5期までの推移





## 居住系サービスの必要な見込み量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、県及び中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知に努めます。
- (2) 共同生活援助（グループホーム）については、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (3) 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。
- (4) 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを今後も優先していきます。
- (5) 施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- (6) 中北圏域の市町や利用者等の協議のもと、施設処遇の改善に努め、人権尊重を基本とした生活の向上を図ります。



## (4) 相談支援

見込み方：平成 29 年度の見込みは、平成 24 年度～平成 28 年度の増減の割合等により算出しています。平成 30 年度以降については、不足しているサービスへの対応を見込んでいることや地域移行を進めていくことから微増傾向で見込んでいます。

### ①相談支援（サービス利用計画作成）

#### サービス内容

##### ◆ 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者 又は 障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

##### ◆ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人 又は 病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

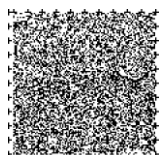
##### ◆ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。

#### 第 4 期の実績と実施率

(月当たり)

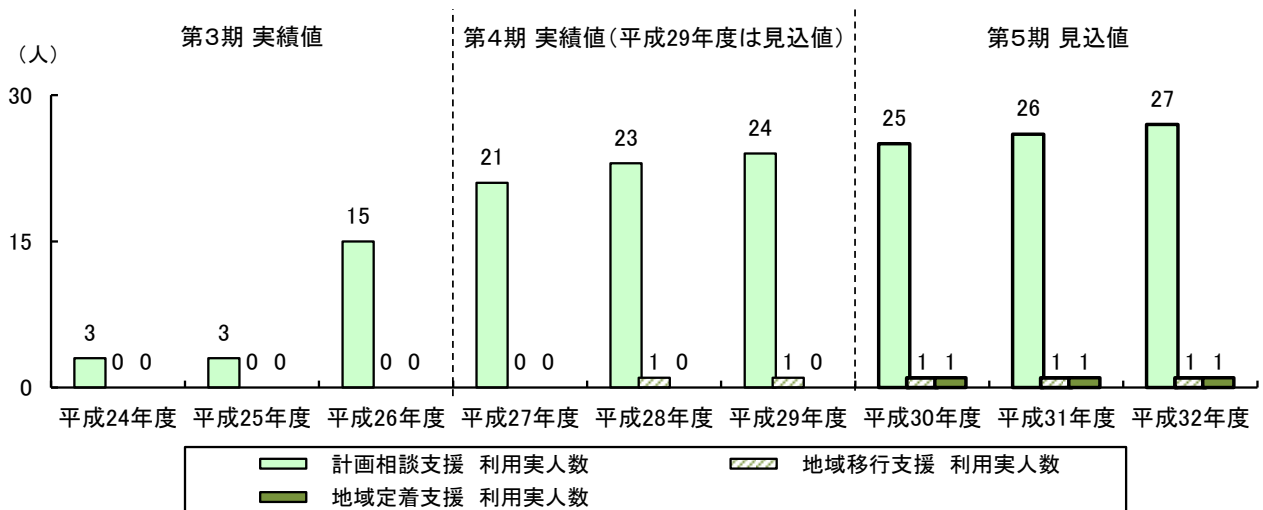
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
計画相談支援	利用実人数 (人)	見込値	14	15	15
		実績値	21	23	24
		実施率	150.0%	153.3%	160.0%
地域移行支援	利用実人数 (人)	見込値	1	1	2
		実績値	0	1	1
		実施率	0.0%	100.0%	50.0%
地域定着支援	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%



### 第5期の見込値

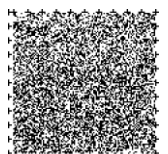
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用実人数(人)	25	26	27
地域移行支援		1	1	1
地域定着支援		1	1	1

### 第3期から第5期までの推移



### 相談支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、相談支援専門員をはじめとする人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。
- (2) 医療機関からの退院者 及び 福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。
- (3) 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行・地域定着するために、基幹相談支援センターや各関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。



## 2 地域生活支援事業等

### 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

---

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

### 自発的活動支援事業（必須事業）

---

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

### 相談支援事業（必須事業）

---

障がいのある人や保護者等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。なお、今後は基幹相談支援センターを中心に相談支援にあたります。

- ◆ 対象者 ◆ 手帳の有無にかかわらずニーズのある人
- ◆ 利用料 ◆ 無料

### 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

---

自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用および後見人への報酬の助成を行います。

### 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

---

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

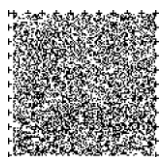
成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については県からの助言を受けながら、広域での実施も含め検討していきます。

### 意思疎通支援事業（必須事業）

---

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等の派遣を行います。

- ◆ 対象者 ◆ 聴覚に障がいがあり、意思の疎通を図ることに支障がある人等
- ◆ 利用料 ◆ 無料



## 日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具を給付・貸与します。

- ◆ 対象者 ◆ 当該用具を必要とする重度障がい者  
（本人または世帯員のいずれかの人が市町村民税所得割額 46 万円以上の場合には対象外）
  - ◆ 利用料 ◆ 原則として基準額または購入金額の 10%
  - ◆ 軽減策 ◆ 生活保護世帯は無料
- 低所得 1（住民税非課税世帯で年収が 80 万円以下）の人は基準額または購入金額の 3%  
低所得 2（住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない場合）の人は基準額または購入金額の 5%

## 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

## 移動支援事業（必須事業）

社会生活上不可欠な外出、および余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

- ◆ 対象者 ◆
  - ・障がい福祉サービスの「行動援護」、「同行援護」、「重度訪問介護」の対象者でない人
  - ・市が援護の実施者となっているグループホームの利用者
  - ・この事業による支援が必要と認められる人（発達障がい児者等）

- ◆ 利用料 ◆

区分	年間利用 100 時間以下	年間利用 100 時間を超えた部分
生活保護世帯	無料	無料
住民税非課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 3%	報酬単価から算定した事業費の 10%
住民税課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 5%	報酬単価から算定した事業費の 10%

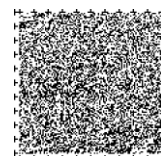
## 地域活動支援センター事業

### △基礎的事業（必須事業）▽

利用者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等、市の実情に応じた支援を行います。

### △強化事業（任意事業）▽

- ※Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。
  - ※Ⅱ型：地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいのある人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
  - ※Ⅲ型：障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が、おおむね 5 年以上あり、安定的な運営が図られている法人格を取得したところで実施します。
- ◆ 対象者 ◆ 心身に障がいがあり、当事業の利用が必要であると認められる人



### 日中一時支援事業（任意事業）

日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいのある人等に活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

### 訪問入浴サービス事業（任意事業）

身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。なお、要介護又は要支援の認定を受けている場合は対象外で、事業者に対する報酬単価等は、介護保険の規定による訪問入浴サービスの単価に順じて実施します。

### 身体障害者更生訓練費等給付事業（任意事業）

身体障害者更生施設等に入所している障がいのある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。

### 福祉ホーム入居者自立支援事業（任意事業）

家庭環境や住宅事情等の理由から、居宅において生活することが困難な重度障がい者に、低額な料金で居室その他の施設や介助サービスを利用することにより、自立した地域生活を支援します。

### 施設入浴サービス事業（任意事業）

家庭において、入浴が困難な障がい者に対し、施設入浴サービスを行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上と家族の負担の軽減を図ります。

### 身体障害者就職支度金給付事業（中央市単独事業）

更生訓練を終了し、就職又は自営により施設を退所することになった障がいのある人に就職支度金を給付します。

### 身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成（中央市単独事業）

身体障がい者の運転免許取得又は所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。

### 障害者情報バリアフリー化事業（中央市単独事業）

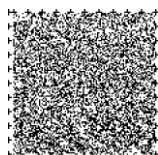
視覚又は上肢機能障がいのある人がパソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

### 介助用自動車購入等助成事業（中央市単独事業）

車椅子等を使用する在宅の重度身体障がい者及び寝たきり高齢者等が、移動する際に必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を購入する経費を助成します。

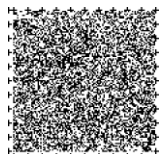
### ヘルプカード配布事業（中央市単独事業）

外出時、緊急時または災害時において、障がい者等に必要な支援を行えるよう、個人の情報を記載するための携帯カードを作成し、交付します。

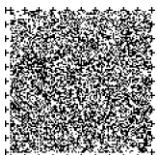


地域生活支援事業の第4期実績

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施 か所数	実 利用数	実施 か所数	実 利用数	実施 見込 か所数	実利用 見込数
(1) 相談支援事業						
①障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	設置		設置		設置	
②市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
③住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
(2) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(3) 意思疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		289		392		330
②手話通訳者設置事業 ※実設置見込数を記載	1か所		1か所		1か所	
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
①介護・訓練支援用具		1		4		3
②自立生活支援用具		4		2		3
③在宅療養等支援用具		3		3		3
④情報・意思疎通支援用具		35		39		45
⑤排泄管理支援用具		402		431		450
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		0		0		1
(5) 移動支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、 延べ利用見込時間数の順に記載		41 1794		35 1202		30 1000



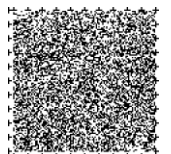
事業名	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実施 か所数	実 利用数		実施 か所数	実 利用数		実施 見込 か所数	実利用 見込数	
<b>(6) 地域活動支援センター事業</b> ※他市町村に所在する地域活動支援センターを 利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、 下段に他市町村分を記載	2 か所	延 5, 111		1 か所	延 4, 340		1 か所	延 5, 000	
	3 か所	延 161		3 か所	延 531		3 か所	延 660	
<b>(7) 任意事業</b>									
①日中一時支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、延べ利 用見込時間数の順に記載	36	985	2568	31	1094	2896	31	1100	2900
②訪問入浴サービス事業			81			81			90
③身体障害者更生訓練費等給付事業			0			0			1
④福祉ホーム入居者自立支援事業			1			1			1
⑤施設入浴サービス事業						41			120
<b>(8) 市単独事業</b>									
①身体障害者就職支度金給付事業			0			0			1
②身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成			1			0			1
③障害者情報バリアフリー化事業			0			0			1
④介助用自動車購入等助成事業			0			0			1
⑤ヘルプカード配布事業						30			30





地域生活支援事業の第5期の見込み

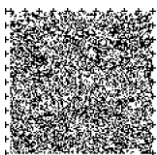
事業名	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	実施見込か所数	実利用見込数	実施見込か所数	実利用見込数	実施見込か所数	実利用見込数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	1		1		1	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	設置		設置		設置	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※実施の有無を記載	実施		実施		実施	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
(2) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(3) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		330		330		330
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込数を記載	1 か所		1 か所		1 か所	
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
① 介護・訓練支援用具		3		3		3
② 自立生活支援用具		3		3		3
③ 在宅療養等支援用具		3		3		3
④ 情報・意思疎通支援用具		50		50		50
⑤ 排泄管理支援用具		480		480		480
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1		1		1
(5) 移動支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、 延べ利用見込時間数の順に記載		30 1000		30 1000		30 1000



事業名	平成 30 年度			平成 31 年度			平成 32 年度		
	実施見込か所数	実利用見込数		実施見込か所数	実利用見込数		実施見込か所数	実利用見込数	
(6) 地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がある場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1 か所	5,000		1 か所	5,000		1 か所	5,000	
	3 か所	700		3 か所	700		3 か所	700	
(7) その他の事業									
①日中一時支援事業 ※「実利用見込数」欄に、実利用見込数、延べ利用見込時間数の順に記載	31	1100	2900	31	1100	2900	31	1100	2900
②訪問入浴サービス事業			90			90			90
③身体障害者更生訓練費等給付事業			1			1			1
④福祉ホーム入居者自立支援事業			1			1			1
⑤施設入浴サービス事業			120			160			160
(8) 市単独事業									
①身体障害者就職支度金給付事業			1			1			1
②身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成			1			1			1
③障害者情報バリアフリー化事業			1			1			1
④介助用自動車購入等助成事業			1			1			1
⑤ヘルプカード配布事業			30			30			30

#### 地域生活支援事業の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 広報紙やホームページなど様々な媒体を活用することはもちろんのこと、障がい者団体や民生委員等を通じての広報活動で、地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- (2) 基幹相談支援センターと福祉サービス事業所との連携を強化し、情報交換を密にしていけます。
- (3) 中央市独自事業については、利用者のニーズや地域自立支援協議会等の会合で出た意見を参考に、新規で実施するものや縮小するもの等を検討していきます。



### 3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）【第1期障がい児計画】

見込み方：中央市発達障害児（者）等生活支援事業の相談件数（平成20年度～平成28年度）の数値や保育園・幼稚園・こども園・学校等からの発達障がいの疑いのある相談等が増加しているため、平成29年度以降も対象者が増えると想定して、平成32年度まで算出しています。

#### ① 児童発達支援

##### サービス内容

集団療育 及び 個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与 及び 集団生活への適応訓練等の支援を行います。

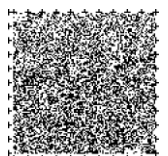
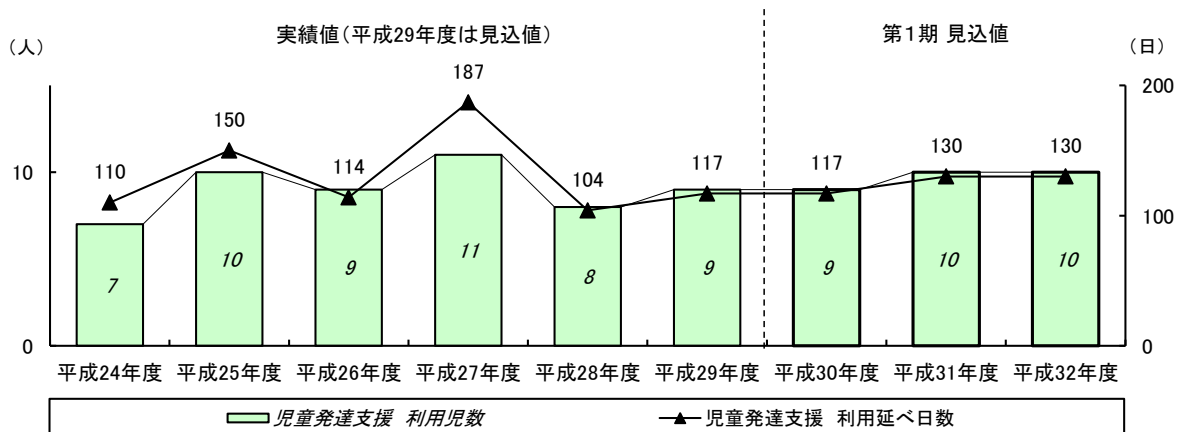
##### 過去3か年の実績と実施率

		(月当たり)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
児童発達支援	利用延べ日数 (日)	見込値	160	176	192
		実績値	187	104	117
		実施率	116.9%	59.1%	60.9%
	利用児数(人)	見込値	10	11	12
		実績値	11	8	9
		実施率	110.0%	72.7%	75.0%

##### 第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用延べ日数(日)	117	130	130
	利用児数(人)	9	10	10

##### 平成24年度以降の推移



## ② 医療型児童発達支援

### サービス内容

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練 又は 医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び 集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行います。

### 過去3か年の実績と実施率

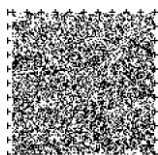
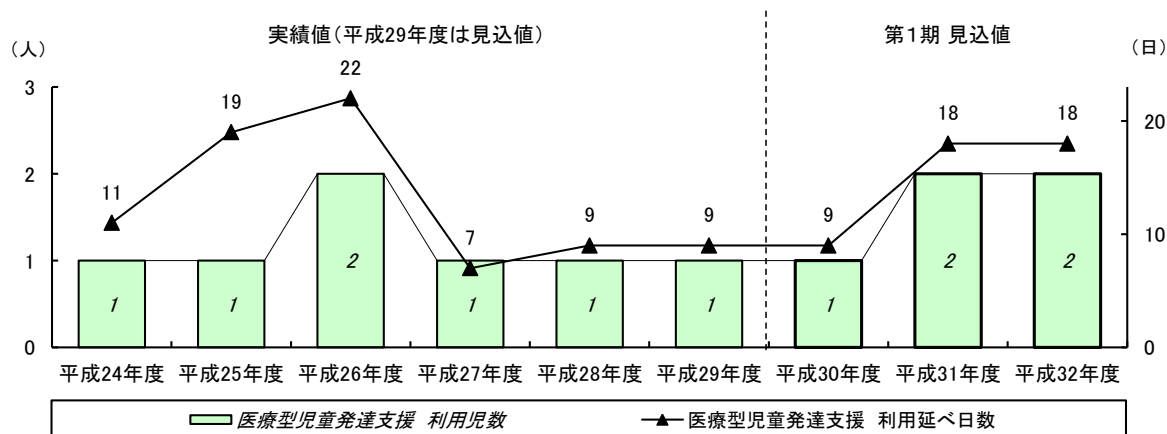
(月当たり)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込値)
医療型児童発達支援	利用延べ日数 (日)	見込値	33	44
		実績値	7	9
		実施率	21.2%	20.5%
	利用児数 (人)	見込値	3	4
		実績値	1	1
		実施率	33.3%	25.0%

### 第1期の見込値

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	利用延べ日数(日)	9	18	18
	利用児数(人)	1	2	2

### 平成 24 年度以降の推移



### ③ 放課後等デイサービス

#### サービス内容

学校就学中の発達に課題のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

#### 過去3か年の実績と実施率

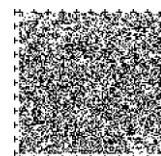
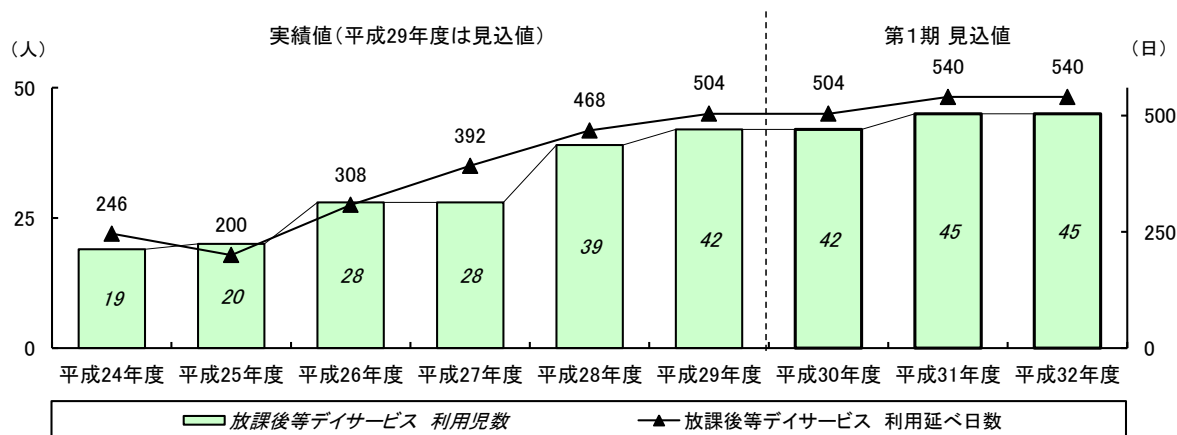
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (日)	見込値	341	374	407
		実績値	392	468	504
		実施率	115.0%	125.1%	123.8%
	利用児数 (人)	見込値	31	34	37
		実績値	28	39	42
		実施率	90.3%	114.7%	113.5%

#### 第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	利用延べ日数(日)	504	540	540
	利用児数(人)	42	45	45

#### 平成24年度以降の推移



#### ④ 保育所等訪問支援

##### サービス内容

発達に課題のある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

##### 過去3か年の実績と実施率

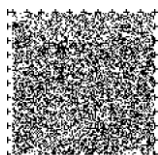
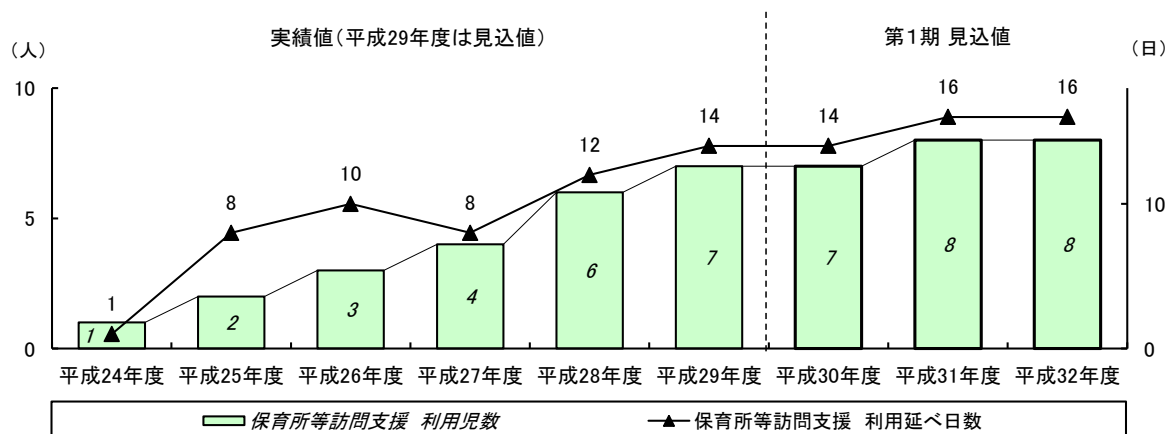
(月当たり)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
保育所等訪問支援	利用延べ日数 (日)	見込値	8	10
		実績値	8	12
		実施率	100.0%	120.0%
	利用児数 (人)	見込値	5	5
		実績値	4	6
		実施率	80.0%	120.0%

##### 第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	利用延べ日数(日)	14	16	16
	利用児数(人)	7	8	8

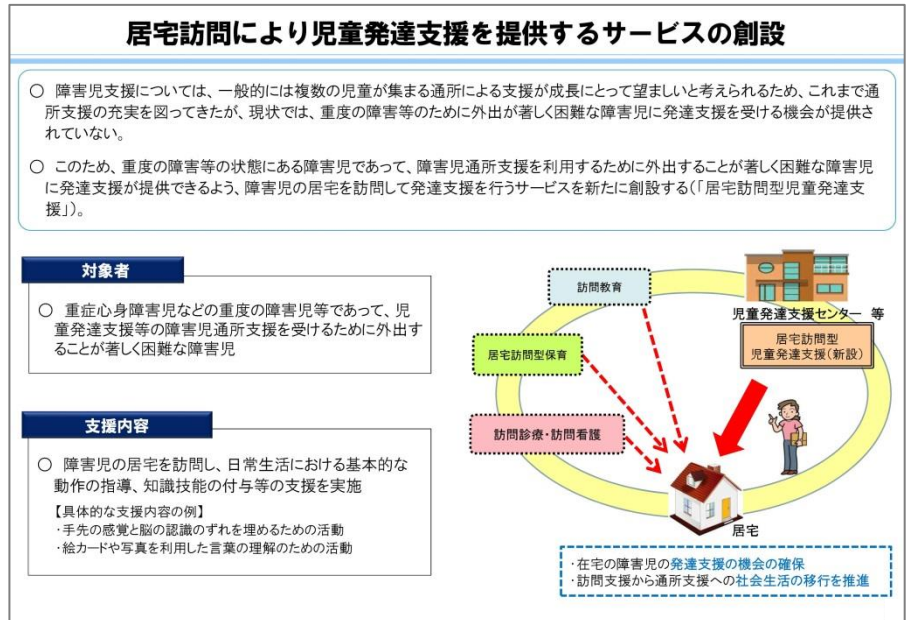
##### 平成24年度以降の推移



## ⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

### サービス内容

第1期計画において、新たに創設された居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

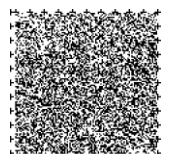
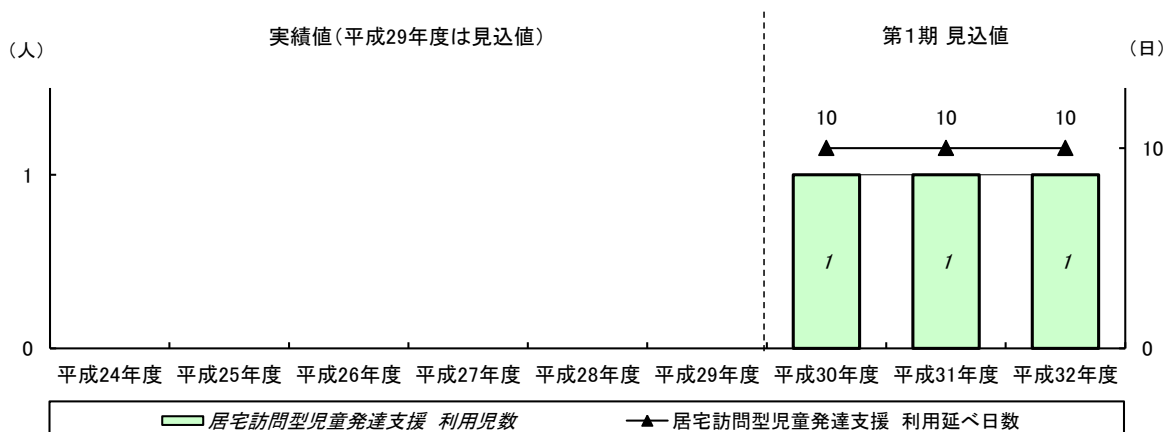


資料：厚生労働省

### 第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数(日)	10	10	10
	利用児数(人)	1	1	1

### 平成24年度以降の推移



## ⑥ 障害児相談支援

### サービス内容

障がいのある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童 又は その保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証 及び 計画の見直し等を行います。

### 過去3か年の実績と実施率

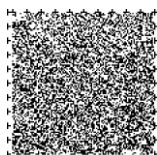
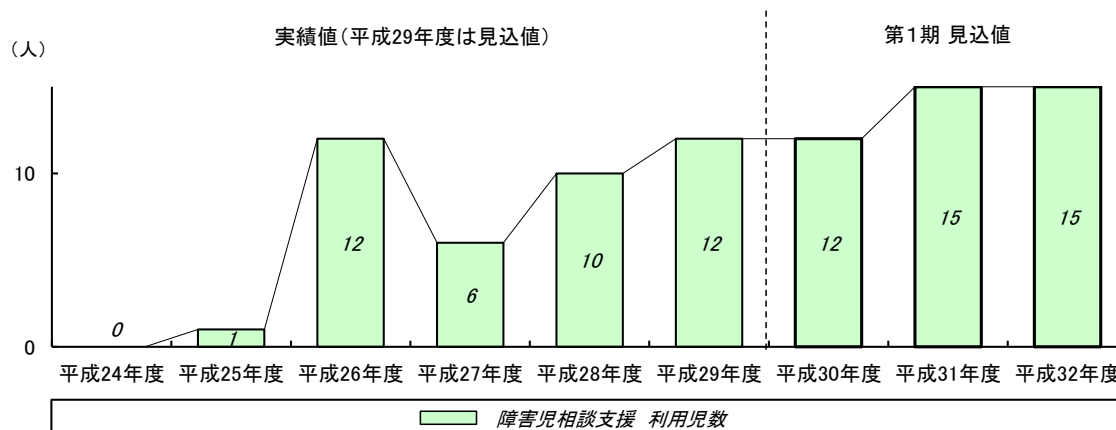
(月当たり)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込値)
障害児相談支援	利用児数(人)	見込値	12	12	13
		実績値	6	10	12
		実施率	50.0%	83.3%	92.3%

### 第1期の見込値

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用児数(人)	12	15	15

### 平成24年度以降の推移





### 障がい児支援の必要な見込み量確保のための方策

- (1) 健康推進課、子育て支援課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して継続的に支援を行います。
- (2) 基幹相談支援センターや各事業所と連携を図り、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、円滑な実施に向けたサービスの質の向上や人材育成の体制確保に努めます。
- (3) 県等で実施される障がい児福祉に関する研修等の情報提供を積極的に行います。
- (4) 個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、情報提供を行います。

